中東	ドバイ	10.5%	アラブ首長国連邦ディルハム	17,300	15,304	13,308	11,977	10,646
	ジッダ	8.4%	サウジアラビア・リヤール	21,516	19,034	16,551	14,896	13,241
	イスタンブール	11.3%	アメリカ合衆国ドル	4,319	3,820	3,322	2,990	2,658

三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号別					
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	11.8%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク （国際連合）	7.1%	アメリカ合衆国ドル	8,464	6,877	6,084	5,290	4,761	4,232
	モントリオール （国際民間航空機関）	19.1%	カナダ・ドル	4,109	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	20.2%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	8.9%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.9%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	14.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	14.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	18.0%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	（北大西洋条約機構）	18.0%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	12.7%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在カンボジア、在フィリピン、在ベトナム、在ミャンマー、在サモア、在パプアニューギニア、在グアテマラ、在コロンビア、在ベネズエラ、在アゼルバイジャン、在キルギス、在タジキスタン、在ラトビア、在オマーン、在クウェート、在バーレーン、在アルジェリア、在アンゴラ、在ギニア、在タンザニア及び在ナミビアの各日本国大使館並びに在スラバヤ、在デンパサール、在広州、在重慶、在瀋陽、在ダバオ、在サンパウロ、在マナウス、在レシフェ及び在ドバイの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、令和五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　岸田　文雄